書類の説明

《内容説明》
・麻薬小売業者間譲渡許可書を返納する場合

《提出書類》
・麻薬小売業者間譲渡許可書返納届
・麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）

※返信に必要な額の切手を貼付した返信用封筒

《提出部数》
・返納届の正本（１部）

《留意事項》
１．許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を速やかに薬務行政室に返還してください。
（１）全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき（１を除く業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む。）
（２）全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失つたとき。
（３）麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき（なお、この場合においては、発見した許可書を返納することとすること）。

２．麻薬小売業者間譲渡許可書返納届
　許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を行う際には、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届を提出してください。なお、許可業者が３を超えるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式５）を設けて記載事項を記載してください。なお、許可業者が２の場合であっても、１の許可業者が返納届を使用する場合には、別紙（別紙様式５）を使用することは差し支えありません。

３．その他
① 返納届及び別紙に記載する業者数については、記載できる最大数を記載する必要はなく、一葉に１の業者のみの記載でも差し支えありません。
② ①の場合、空欄となる記載事項欄には、斜線をひいてください。
③ 各業者が記載した返納届及び別紙については、麻薬小売業者間譲渡許可を届出する業者のうち、任意の業者がとりまとめ、代表して薬務行政室に提出してください。

４．麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者の内の１つの麻薬小売業者免許が失効した場合は、免許の失効に伴う麻薬小売業者間譲渡許可変更届を薬務行政室に提出してください。ただし、２つの麻薬小売業者が麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合など、麻薬小売業者免許の失効等に伴い、許可業者が１業者のみとなる場合は、施行規則第９条の２第 11 項第１号に該当するものとして、長崎県知事に対し麻薬小売業者

間譲渡許可の返納届を共同して速やかに提出してください。

５．有効期間の満了により、効力を失った麻薬小売業者間譲渡許可書は、長崎県知事に返納する必要はありません。麻薬小売業者間譲渡許可が有効期間の満了によって失効した場合、当該許可に係る麻薬小売業者間譲渡許可書については、当該許可を受けた者が、許可を受けた日から５年間保存してください。

（別紙様式７）

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第　　号	許可年月日	年　　月　　日
返納の事由			

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。

年　　月　　日

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

長崎県知事　　殿

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

２　届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙様式５に記載すること。

（別紙様式５）

麻薬業務所名称

　住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

　氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

　住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

　氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

　住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

　氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

　住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

　氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

　住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

　氏名（法人にあつては、名称）

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。